

仕様書

1 件名

ホワイトボード、シュレッダー 借入

2 案件概要

「令和7年大阪市国勢調査事務センター」で使用するホワイトボード、シュレッダーの借入、搬入、設置、借入期間終了後の搬出の各作業。

また、借入物品の設置に伴って必要となる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

3 借入物品の仕様等

(1) 借入物品

・ホワイトボード

仕様・外寸法等	W1915mm±40mm D628mm±100mm H1800mm±60mm キャスター付 両面型(板面有効寸法 W1760mm±40mm H865mm±50mm)		
メーカー	コクヨ	ITOKI	ナイキ
品番	BB-R736WW	PLS-1809WW1	BBE1304
数量	4台		

・シュレッダー

仕様・外寸法等	投入幅 A3 サイズ対応 容量 75 リットル以上、クロスカット機能を有するもの		
メーカー	ナカバヤシ	明光商会	フェローズ
品番	SXI-406CE	UA-F25C-L	4470C
数量	1台		

※上記記載のメーカー及び品番は参考商品であり、指定しているものではない。また、品番に製品の色に関する情報が含まれている場合があるが、いずれの商品も色指定はないものとする。

4 設置場所・借入期間

(1) 設置場所

大阪市内（決定後速やかに通知する）

(2) 借入期間

令和7年9月22日（月）～令和8年3月25日（水）

(3) 納入及び設置期日

- 令和 7 年 9 月 19 日（金）（詳細については、本市担当者と別途協議）
（4）借入期間終了後の搬出期日
令和 8 年 3 月 26 日（木）（詳細については、本市担当者と別途協議）

5 機密保持

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。

6 その他

- （1）搬出入及び設置にあたって、諸物品若しくは建物内の床及び壁面等に破損、汚損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わない。
また、本市担当者から指示があれば、受注者負担で養生を行うこと。
- （2）搬出入及び設置にあたっては、諸法令及び施設の規則等を厳守すること。
- （3）設置及び撤去にかかる搬出入の際には、事前に書面にて日時を報告すること。
- （4）駐車料金等搬出入に伴って要する経費は、受注者負担とする。
- （5）設置場所レイアウト図については、契約後速やかに本市から提示する。
- （6）本契約に対する月毎の金額明細を提出すること。
- （7）応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に入札説明書に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。
なお、質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市解釈によるものとする。
- （8）別紙 1 にある特記仕様書を厳守すること。
- （9）別紙 2 にある生成 AI 利用に関する特記仕様書を厳守すること。

7 事業担当

〒530－8201

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市計画調整局企画振興部統計調査担当 鉄野、野村、小倉

T E L 06－6208－7865

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること